

## 全国知事会意見（案・11月1日版）に対する各都道府県の意見

### 前文へのご意見

（修文案）

内閣府案の提示は、地方分権改革を着実に進める政府の姿勢を示すものとして歓迎するものであり、~~個別協議の再開に向けて、速やかな移譲に向けて、~~以下の点について意見を提出しますので、よろしくご検討いただきますようお願いいたします。

【兵庫県】

### 「1. 基本的な考え方」へのご意見

・関係市町村の意見を聴取した場合、その意見は参考として扱い、市町村の同意を移管の条件として扱うことがないようにすべきである。

【埼玉県】

直轄国道・直轄河川の権限移譲については、当面の方針に記載のとおり事務・権限を移譲するよう求めることを明記すべき。

【神奈川県】

○修正案（1つ目の項目として追記）

「・移譲に関する協議にあたっては、国土の保全、広域的な災害時緊急輸送路の確保等の観点から、国と地方の役割を明確にしたうえで、地方への移譲と直轄管理化の両方向を視野に入れた広域的な視点によること。」

○理由

長野県には、国が本来管理することが適当な区間もあることから直轄道路・河川の権限移譲にあたっては、まず、国と都道府県の役割分担を明確にすることが必要と考える。

【長野県】

・災害や危機に備えた基幹的インフラについては、国が整備、管理すべきで、移譲に関しては慎重に対応すべき。

・「バイパスが未整備の道路」については、事業中のバイパスだけではなく、今後整備が必要となるバイパスを含めた表現とすべき。

【福井県】

（二つ目の項目として追記）

・個別協議に当たっては、国と地方の役割を踏まえ、地方へ移譲すべき道路・河川、国が整備すべき道路・河川を総合的に整理すること。

【理由】

国土交通省は、「・・・地方公共団体からの直轄編入等の直近の状況変化を踏まえつつ・・・、協議・調整を行っていく。」としているところであり、今後の協議・調整においては、移譲を要望する路線に加え、直轄編入を要望する路線も総合的に整理する必要がある。

（修文）

※~~当面は補助国道（補助一級河川）として移管を受けるが、将来的には自治事務として整理。~~

※ 「直轄国道並みの管理水準を確保する県管理区間」という区分を新設するなど、新たに移管される道路の法制上の位置付けを整理。

【理由】

現行の「補助国道」と「直轄国道」では、整備・維持管理の水準が大きく異なるため、「当面は補助国道（補助一級河川）として移管」との文言を用いると、水準を落とすような誤解を招くおそれがある。

【愛知県】

以下のとおり、修文されたい。

※「複数の都道府県にまたがるものについても、受入体制の整った広域連合への移譲を進めること。」

（権限移譲の受入体制を整備するために広域連合という制度ができており、すでに関西広域連合が機能しているため、率直な文言でよいのではないか。）

【滋賀県】

大阪府は、近畿地方整備局の事務・権限の関西広域連合への移譲を求めている。今回の直轄道路、河川の移譲については、移管に向けた突破口とする考え。

上記を踏まえ、2つ目の※について、以下の通り修文されたい。

「※複数の都道府県にまたがるものについて、広域での移譲を進めるため、受入体制の枠組みづくりを進めること。」

【大阪府】

（修文案）

~~・個別の道路・河川の状況や地域の事情等もあることから、一律移譲ではなく、個別協議が整ったところから、順次移譲すること。~~

~~・移譲については速やかに行われるべきであるが、バイパスが未整備の道路や整備水準が低く国において整備中の河川等について、国において一定の整備を進めてから移譲することも含め、個別の道路・河川の状況に応じた移譲時期を検討すること。~~

直轄道路・河川の権限については、速やかに移譲すること。

※ 当面は補助国道（補助一級河川）として移管を受けるが、国からの財源移譲がなされる場合など、将来的には自治事務として整理。

※ 複数の都道府県にまたがるものについても移譲を進めるため、受入体制の枠組みづくりを進めること。

特に、関西地域では、複数府県にまたがる事務・権限の受け皿として関西広域連合が設立されているので、その積極的な活用を図ること。

【兵庫県】

内閣府案p1の1.基本的な考え方の2つめの○にて、「当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い協議が整ったものについて移譲を進める」と記載されている。

そのため、知事会案の2つ目の項目中「移譲については速やかに行われるべき」の文言を削除されたい。

【奈良県】

## 「2. 移譲の対象範囲」へのご意見

内閣府案p1の11～12行目の「2. 移譲の対象範囲」の中で「具体的な移譲の対象については、東日本大震災の教訓等を踏まえつつ」とある。知事会意見としてはさらに、その後に「広域ネット

ワーク上の役割、大規模災害時における対応、維持管理の重要性の増大などの観点から」という文言を追加意見として記載されたい。

【奈良県】

#### 「4. 財源措置」へのご意見

- ・建設費については「移譲時点で事業化されている事業を対象とする」とこととされているが、移譲された国道、河川に係る将来的に必要となる改築、改修工事等についても同様の財源措置がされるよう明確にされる必要がある。
- ・維持管理費に係る財政措置についても、交付税措置ではなく、建設費と同様に交付金等により確実に財源措置されるよう明確にされる必要がある。
- ・⑤では一定の期限までに移譲されたものについて財源措置が適用されることとされているが、北海道は長大な区間が協議対象とされており、道内市町村の理解を得るためにも相当の時間が必要であることから、十分な協議期間を考慮した期限設定が必要である。

【北海道】

財源措置が将来的にも確実に講じられるよう内閣府案の「4. 財源措置」の⑤中「時限的な措置」の文言を削除し、恒久的なものとすることを求めます。

【宮城県】

⑤のうち、「時限的な措置とし、」を削除するよう求めるべきではないか。

(理由)

移譲に伴う財源措置については、時限的な措置ではなく、所要額を適切に措置すべきであるため。

【茨城県】

- ・財源措置のために必要な法案の国会提出については、財源の確保について十分に協議し、全国知事会との合意の下に行うことを求めるべきである。
- ・維持管理費に対する財源措置については、必要な維持管理の水準の確保に支障を来さないよう確実な措置を講ずることを求めるべきである。
- ・「将来的に税源移譲を実現すべきであること」を求めるべきである。
- ・「建設費において、将来の改築等も交付金の対象とすること」を求めるべきである。
- ・「維持管理費において、将来の大規模修繕についても十分な財政支援措置を講ずること」を求めるべきである。
- ・「バイパス供用後の現道の取扱いにおいて、県内完結路線等の財源措置のあり方と一体的なルールづくりを行うこと」を求めるべきである。
- ・4⑤の「上記①～④の財源措置については、時限的な措置とし」という文言が具体的に何を指すのか不明確である。趣旨を明確にすることが必要である。

【埼玉県】

- ・移管事務（整備・管理）の実施に必要な財源は、既定経費に影響を及ぼすことのないよう、当面、国交付金により別枠として確実に措置すべき。
- ・最終的には、国から地方へ財源移譲すべき。

【東京都】

次の記述を追加。

- ・事務の移管と必要な税財源の移譲は、原則同時に行うべきであることから、速やかに恒久的税財源を移譲する仕組みを構築すること。なお、国交付金等による財政措置を行う場合にあっては、

恒久措置が構築されるまでの暫定措置とし、その負担率については「直轄事業の国負担率並み」ではなく、現行の水準を確保すること。

(理由)

本来、事務の移管と税財源の移譲はセットで行われるべきである。

内閣府案の⑤の文章は、財源措置が時限的な措置と読める表現になっており、必要な財源について、税財源移譲等の恒久的な財政措置を講ずることが前提であることを明確にするべきである。

【神奈川県】

【修正案】

・財源措置は、個別協議の前提となるものであることから、法律に基づいて確実に講じられるべきであり、このために必要な法案を次期通常国会に提出すること。

また、移管の時期に関わらず、確実に措置すること。

【理由】

・内閣府案では、「・・・財源措置については、時限的な措置とし、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用する。」となっているが、知事会意見では、これに対する記述がないことから、移管の時期に関わらず、確実に財源措置する旨を明記すべき。

○建設費

【修正案】

・事業中の如何に関わらず、今後建設が必要な事業に対象となる事業に関し、移管までに、道路・河川毎に係る整備計画を都道府県と協議して策定すること。し、計画に記載された事業費を確実に措置すること。

【理由】

・内閣府案では「移譲時点で事業化されている事業が対象」となっているのに対し、知事会意見では「対象となる事業に関し、移管までに、・・・」とあるが、その範囲が不明確であり、内閣府案を受け入れたようにも解釈できることから、対象事業に移譲時点で将来想定される事業を追加できるようにすべき。

・また、整備計画に記載した事業については、事業期間に関わらず、確実に財源措置する旨を明記すべき。

○維持管理費

【修正案】

・今後、国は、個別協議を経て移譲の対象となる直轄国道・河川の維持管理費が国で不要になり、移譲を受ける都道府県で新たに必要となることを踏まえ、国と地方の財政中立を確保するとともに、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、各年度の地方財政対策において維持管理に要する費用について、地方交付税総額に別枠加算するなど適切な財政措置を講ずること。

【理由】

内閣府案では、維持管理費については交付税措置を講ずることとされているが、地方一般財源総額がその分純増となるかどうか明確ではないため、所要の費用を地方交付税総額に別枠加算するよう意見すべき。

【石川県】

<p>○建設費 「・対象となる事業道路・河川に関し、移管までに道路・河川毎に係る中長期的な整備計画（概ね30年程度）を都道府県と協議して策定することとし、その計画に位置付けた事業に要する費用について確実な財政措置を講ずること。また、当該事務に係る人件費及び事務費等についても適切に積み上げを行うこと。」</p> <p>○維持管理費 「・個別の箇所に係る所要額の積み上げは、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うこと。また、当該事務に係る人件費及び事務費等についても適切に積み上げを行うこと。」</p> <p>○理由 権限移譲後も、整備計画に位置付けた事業及び維持管理が確実に実施出来ることが必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【長野県】</p>
<p>時限的な財政措置の記載のみならず、将来の財源移譲についても内閣府案に明文化するべき。</p> <p style="text-align: right;">【静岡県】</p>
<p>(修文)</p> <p>○維持管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、国は、個別協議を経て移譲の対象となる直轄国道・河川の維持管理費が国で不要になり、移譲を受ける都道府県で新たに必要となることを踏まえ、国と地方の財政中立を確保するとともに、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、各年度の地方財政対策において「新たな交付金の創設」等による別枠加算により、維持管理に要する費用について適切な財政措置を講ずること。</li> </ul> <p>【理由】</p> <p>意見案では、維持管理費の財源措置について、交付税措置によることが前提とされているが、個別の箇所に係る所要額を確実に措置するためには、「財源フレーム案」で求めていた「新たな交付金の創設」等の別枠加算がより望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【愛知県】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設費算定の基礎となる整備計画については、移譲時点で事業化されている事業のみでなく、移譲時点で必要と考えられる事業を盛り込むこと。</li> </ul> <p>※移譲時点で事業化されている事業のみでは、将来にわたって適切な事業実施が困難。</p> <p>例えば、河川事業では、河川整備基本方針に基づき算定すること。</p> <p>道路についても、国と地方の協議により、将来的に必要な事業について、合意を図った上で、移譲の対象とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設費及び更新費の交付金措置にあたっては、既存事業に影響を及ぼすことなく、整備計画に沿った所要額の確保を担保されたい。</li> <li>・維持管理費については、将来的にも所要額が手当てされるよう、(交付税措置として溶け込ませるのではなく)建設費等と同様の措置をとられたい。</li> <li>・また、建設、維持管理に必要な事業費については、交付金等の措置のみだけでなく、将来的には財源が直接地方の歳入となるような税源移譲の措置を図られたい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【大阪府】</p>
<p>(修文案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源措置は、個別協議の移譲の前提となるものであることから、法律に基づいて確実に講じられるべきであり、このために必要な財源措置(交付金)を含む法案を次期通常国会に提出すること。</li> </ul>

○建設費

- ・移譲時点で事業化されている事業だけではなく、今後の新規建設や大規模改修についても交付金対象とすること。
- ・対象となる事業に関し、移管までに、道路・河川毎に係る整備計画を都道府県と協議して策定すること。
- ・建設費に含まれるべき大規模改修が維持管理費に振り分けられないよう、大規模改修の定義を明確にすること。

○維持管理費

- ・~~個別の箇所に係る所要額の積み上げは、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うこと。~~
- ・従前から、国費により維持管理を実施してきたことから、移譲後の維持管理費については、新規建設分等も含めて従前の管理水準を確保することを前提に、地方交付税ではなく、交付金対象とすること。
- ・今後、国は、個別協議を経て移譲の対象となる直轄国道・河川の維持管理費が国で不要になり、移譲を受ける都道府県で新たに必要となることを踏まえ、国と地方の財政中立を確保するとともに、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、各年度の地方財政対策計画において維持管理に要する費用について交付金など適切な財政措置を講ずること。

【兵庫県】

内閣府（案）に記載されている4⑤「上記①から④の財源措置については、時限的な措置とし」は趣旨が不明確であり、「時限的な措置」は削除するとともに、権限移譲にあわせて恒久的な財源移譲を行うよう主張すべきと考える。

（内閣府案 p2 ②② つめの〇について）

1. 平成 23 年 11 月 21 日直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案 2-⑤では、「バイパスの現道に係る財政措置についても、県内完結路線等の財源措置のあり方と一体的なルールづくりが必要」「その上で、具体的財源措置については、箇所ごとの経緯や規模等を踏まえ、個々で判断」とされているが、内閣府案p2-②の2 つめ〇では「従前と同様の取り扱いとする」となっている。

よって、平成 23 年 11 月 21 日直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案 2-⑤のとおり以下の意見を知事会案の「4. 財源措置」の「〇バイパス供用後の現道」に記載されたい。

- ・バイパス現道に係る財源措置についても、県内完結路線等の財源措置のあり方と一体的なルールづくりが必要。
- ・その上で、具体的措置については、箇所ごとの経緯や規模等を踏まえ、個々の状況で判断。

2. また、内閣府案p2 の⑤には、「時限的な措置とし、平成 27 年度から一定期間」とあるが、平成 23 年 11 月 21 日直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案には、時限的な措置の記載はない。奈良県の移譲協議対象の 3 路線は、いずれも整備に相当期間を要し、平成 27 年度からの時限的な措置の一定期間に入らない可能性が高い。そのため、平成 27 年度から一定期間以降のルールづくりが必要である。

だから、知事会案の「〇バイパス供用後の現道」に以下の文言を記載されたい。

- ・平成 27 年度から一定期間以降におけるルールづくりが必要である。

【奈良県】

以下のとおり修正すべきものと考えます。

- ・財源措置は、個別協議の前提となるものであることから、法律に基づいて確実に講じられるべき。であり、このために必要な法案を次期通常国会に提出すること。

【理由】財源措置の議論は今回の内閣府案により始まったばかりであり、検討はこれから。次期国会への法案提出は時期尚早と考える。

#### ○建設費

- ・対象となる事業については関し、整備計画に登載するものとし、移管までに、道路・河川毎に係る整備計画を都道府県と協議して策定すること。

【理由】該当する事業を明確に位置付ける必要があるため。

内閣府案4. ①では、交付金の措置について、移譲時点で事業化されている事業を対象とすることとされているが、「移譲時点での事業化」の定義が曖昧である。

#### ○維持管理費

- ・管理が着実に実施できるよう、所要財源を、交付税ではなく「新たな交付金の創設」などで別枠措置すること

- ・今後、国は、個別協議を経て移譲の対象となる直轄国道・河川の維持管理費が国で不要になり、移譲を受ける都道府県で新たに必要となることを踏まえ、国と地方の財政中立を確保するとともに、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、各年度の地方財政対策において維持管理に要する費用について適切な財政措置を講ずること。

#### ○その他

- ・所要の人件費及び事務費は別途上乗せとすること。

#### ○バイパス供用後の現道

- ・バイパス現道に係る財源措置についても、県内完結路線等の財源措置のあり方と一体的なルールづくりが必要であり、その上で、具体的財源措置については、箇所ごとの経緯や規模等を踏まえ、個々の状況で判断すべき。

【理由】以上全国知事会「直轄道路・直轄河川」の移管に係る財源フレーム案に記載された知事会の合意事項。

#### ○財源措置について

- ・4. ②において、財源措置は時限的なものとされているが、移管及びそれに伴う財源措置については、分権を進めるという観点から将来にわたって措置すること。

【島根県】

- 直轄道路・河川の権限移譲に当たっては、現行の管理水準を確保するためには必要な財源措置が前提であるが、内閣府案では、「4 財源措置」において、「所要額を適切に積み上げ」とされている。

この「適切な積み上げ」をどのように行うのか、現時点では具体的に議論されていないため、「適切な積み上げ」を担保する仕組みが必要と考える。

- 内閣府案では、「地方公共団体が移譲された道路・河川を維持管理するに当たっては、地方の創意工夫等により、一層の効率化に努める」とされているが、効率化を名目に財源措置が不十分なものとなることのないようにしていただきたい。

【広島県】

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設費について、移譲時点で事業化されていない事業の取扱を明確にすること。</li> <li>○ 財源措置を時限的な措置とされているが、その後の方向性を明確にすること。</li> </ul>	【山口県】
---	-------

5. その他へのご意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大規模災害時において、十分な財政支援措置を講ずること」を求めるべきである。</li> </ul>	【埼玉県】
<p>(二つ目の項目として追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直轄道路・河川の権限移譲を進める一方で、国と地方の役割を踏まえ、国が整備すべき路線もあることから、国際拠点空港と高規格幹線道路を直結する道路など、国が責任を持つべき道路については、国において早期整備を図ること。</li> </ul> <p>【理由】</p> <p>愛知県が早期事業化を要望している地域高規格道路である西知多道路のような、重要な空港（中部国際空港）と高規格幹線道路（新東名高速道路）を直結する道路は、国が責任を持つべき道路であり、国において必要な措置を講ずる必要がある。</p>	【愛知県】
<p>人材・資機材の適切な移譲については、財源措置と同時に実施されるよう、必要な法整備等を行われない。</p>	【大阪府】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・移譲に当たっては、財源とともに、人材・資機材の適切な移譲が前提であることから、必要な事務量・必要人員・技術を明らかにした上で、都道府県の意向を踏まえ調整・協議移譲すること。</li> </ul>	【兵庫県】
<p>二つ目の項目として以下の意見を記載されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県管理の道路・河川の直轄移管についても、併せて進めるべき。</li> </ul>	【奈良県】

上記以外のご意見

<p>直轄国道・河川の権限移譲について法制化を進め、細部については、今後、国と協議していくことが適当と考えられる。</p>	【千葉県】
<p>※今回の「『直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について（案）』に対する意見（案）」は、「最終的な財源移譲」や「維持管理費に係る国交付金による別枠措置」に言及していないなど、平成23年11月に全国知事会が決定した「直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案」と比べると、これまでと異なる内容となっている。</p>	【東京都】